

雑がみについて

1. 雑がみとは

「雑がみ」とは一般に次のものを指します。

排出される古紙のうち、新聞、雑誌、段ボール、飲料用パックのいずれの区分にも入らないもの
例) 包装紙、紙袋、紙箱、家庭で不要となった投込みチラシ、パンフレット、コピー紙、など



京都市「ごみ減量・分別ハンドブック」(H23年3月)より引用

※ ただし『禁忌品』と呼ばれる再利用処理の妨げとなる紙類は排出を禁止されています。

例) 粘着物のついた封筒、防水加工された紙(紙コップ等)、感熱紙(レシート等)など

2. 他市町村の動向

経済産業省の調査によると、10万人以上の都市で**雑がみを回収している自治体は約77%**あり、58%の自治体は雑誌と雑がみを混合回収しており、雑がみを単独で分別収集している自治体は19%となっています。

また、奈良県内において、雑がみが取り扱われている市は次のとおりです。

市町村名	分別名称	禁忌品の案内
奈良市	集団回収にて推奨 ※行政回収なし	ティッシュの箱や窓付き封筒はセロハン部分を取り除いてください。カレンダーは金属部分を除いてください。
生駒市	ミックスペーパー ※行政回収なし	シール、プラスチックフィルム、金属など紙以外のものはできるだけ取り除いて
香芝市	雑紙(カタログ、本類、雑誌等)	

※その他、県内8町村でも回収が行われています。

多くは雑誌等と一体で混合収集をしていますが、奈良市や生駒市などでは単独で分別収集されています。特にこの2市は古紙類の行政回収を実施せず、集団回収のみで雑がみを含む古紙類の回収をしています。

3. 雑がみの潜在量

現在の本市の分別方法では、雑がみは可燃ごみに分類されています。可燃ごみに含まれる紙類の割合より、雑がみの潜在量を推計すると、次のとおりになります。

	排出量 (H25実績)	紙類 (水分)	発生量 (水分含)	分別率 (参考)	推計量
家庭系一廃	22,523.46 t	25.94%	5,843.34 t	25.0%	<u>1,460.83 t</u>
事業系一廃	15,922.10 t	(38.82%)	4,130.72 t	—	1,032.68 t

仮に分別率が25%程度進んだ場合、これまで焼却処理していた家庭系一般廃棄物の紙ごみのうち、約1,500 tが雑がみとして資源化されることとなります。また、雑がみは可燃ごみに含まれていますので、雑がみを分別すると資源物の回収量を増加させるだけでなく、可燃ごみの量を減少させることができます。

4. 集団回収における取扱いについて

現在、本市の集団回収では、新聞、雑誌、ダンボール、古繊維、アルミ缶、ミルクカートンを対象に1kgあたり5円の報償金を交付していますが、雑がみを交付対象品目としていません。

一方、県内の実施自治体や県外の先進地では報償金の対象とされているところもあります。経済産業省の調査によると、約5割の自治体が雑がみを報償金の対象としており、1kgあたり5～6円が交付されているとの報告があり、奈良県内でも生駒市で1kgあたり4円が交付されています。

こうした状況を踏まえ、本市においても、雑がみの交付対象品目への追加を視野に入れ、導入検討を進めてまいります。